

平成 2 7 年 第 7 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成27年第7回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成27年7月16日(木) 午後2時

1. 場 所 箕面市役所 第三別館4階 大会議室

1. 出席委員 委員長職務代理者 中 享 子 君
委 員 丹 澤 直 己 君
委 員 大 橋 亜由美 君
委 員 高 野 敦 子 君
委員(教育長) 具 田 利 男 君

1. 付議案件説明者

子ども未来創造局長 大 橋 修 二 君
子ども未来創造局
担 当 部 長 樋 口 弘 造 君
子ども未来創造局
担 当 部 長 木 村 均 君
子ども未来創造局
担 当 部 長 浜 田 徳 美 君
子ども未来創造局副部長 小 西 敏 広 君
子ども未来創造局
担 当 副 部 長 岡 裕 美 君
子ども未来創造局副理事 半 沢 芳 寛 君
子ども未来創造局
学 校 教 育 室 長 石 橋 充 久 君
子ども未来創造局副理事
兼教育センター所長 南 山 晃 生 君
子ども未来創造局副理事
兼 早 期 療 育 室 長 稲 野 文 雄 君
子ども未来創造局副理事 斉 藤 堅 造 君
教育政策室担当室長 野 津 麻 衣 君
人 権 施 策 課 長 柴 田 大 君

男女協働・家庭支援室長	江口 寛 君
学校教育室担当室長	高岡 真仁 君
学校施設管理室長	西田 昭浩 君
学校生活支援課長 兼広域学校生活支援課長	坪田 忠宏 君
学校生活支援課 青少年育成室長	一階 世志明 君
子育て支援課長 兼広域子育て支援課長	西尾 直人 君
子育て支援課幼児教育保育室長 兼広域幼児育成課長	今中 美穂 君
文化国際室長	前田 一成 君
生涯学習・市民活動室長	小林 和幸 君
天然記念物室長	岩永 幸博 君
保健スポーツ課長	谷尾 吉章 君
中央図書館長	大迫 美恵子 君

1. 出席事務局職員

教育政策室参事	松野 真里 君
教育政策室	巢組 裕子 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 中学校用教科用図書採択についての請願の件
- 日程第 3 箕面市職員分限懲戒審査委員会に対する諮問の件
- 日程第 4 教育委員会事務局職員の非違行為に関する箕面市職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件
- 日程第 5 箕面市立図書館協議会委員任命の件
- 日程第 6 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 7 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第 8 教育長報告

(午後 2 時開会)

- 委員長職務代理者（中享子君）：ただ今から、平成 27 年第 7 回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして、事務局から「諸般の報告」をしていただきます。

(事務局報告)

- 委員長職務代理者（中享子君）：ただ今の報告どおり、本日の出席委員は 5 名で、本委員会は成立いたしました。
- 委員長職務代理者（中享子君）：それでは、日程第 1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第 4 条第 2 項の規定に基づき、委員長職務代理者において丹澤委員を指定いたします。
- 委員長職務代理者（中享子君）：議事に入ります前に、本日の日程のうち、日程第 4、議案第 63 号「教育委員会事務局職員の非違行為に関する箕面市職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件」は、人事案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定により非公開とし、日程第 2、請願第 1 号「中学校用教科用図書採択についての請願の件」及び日程第 3、報告第 59 号「箕面市職員分限懲戒審査委員会に対する諮問の件」、続いて日程第 5、報告第 60 号「箕面市立図書館協議会委員任命の件」から日程第 8、「教育長報告」までを先に審議した後に、当該人事案件を審議したいと思いますがいかがでしょうか。

(“異議なし”の声あり)

- 委員長職務代理者（中享子君）：異議なしと認めます。それでは皆様の総意により、日程第 4、議案第 63 号以外の案件を先に審議の後、当該案件については非公開で審議することといたします。

- 委員長職務代理者（中享子君）：では次に、日程第2、請願第1号「中学校用教科用図書採択についての請願の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、請願の説明を子ども未来創造局学校教育担当室長に求めます。
- 子ども未来創造局学校教育担当室長：本件は請願書のとおり、平成27年7月3日付けで「教育が危ない！北摂市民ネットワーク」から提出がありましたので、箕面市教育委員会請願等処理規則に基づきお諮りするものです。なお、本市における教科用図書採択につきまして申し上げますと、本市では、教員代表や保護者代表を含む箕面市立学校用教科用図書選定委員会を設置し、教科用図書採択に関する調査・研究を行っています。また、各種目、種目代表1名、選定調査員3名、総勢48名の教職員による選定調査員を置き、本市の児童・生徒の実態に即した教科用図書採択に向け、調査研究を進めています。他にも見本展示として中学校の巡回や市民展示により、教職員や市民の意見を求めているものです。今後、選定委員からの答申を受け、市民の皆様から寄せられた意見も参考に教育委員会において、公正かつ適正な教科書を採択されることとなります。また、調査対象となる教科書は、学習指導要領に基づいて作成されたもので、かつ、文部科学大臣の検定をすでに経たものが対象となっています。なお、平成27年4月7日付け27文科初第91号「平成28年度使用教科書の採択について（通知）」において「採択教科書の決定にあたっては、静ひつな採択環境を確保するため、外部からの働きかけに左右されることなく採択権者の権限と責任において公正かつ適正な採択を行うこと」と通知されています。
- 委員長職務代理者（中享子君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（大橋亜由美君）：通知の主旨から考えると、本請願は、採択することは、適切ではないと考えます。国の教科書検定を通過してきたものの中から採択することが前提となっていることから、本請願を採択する必然性はないものと考えます。
- 委員（丹澤直巳君）：我々教育委員会委員も、すべての種目において、調査・研究を行い、今後実施予定の学習会を経て、教育委員会会議に臨んでいきたいと思っております。そしていろいろなご意見を参考にしながらも我々が主体的かつ責任を持って、箕面の子どもたちにふさわしい教科書選定をしていきたいと考えております。
- 委員（高野敦子君）：教科書採択は、慎重に審議をしながら、教育委員の権限と責任において採択を行うのが前提であると考えています。請願については不採択が適切かと考えています。
- 委員長職務代理者（中享子君）：他にございませんか。
- 委員長職務代理者（中享子君）：ないようですので、請願第1号を採決いたします。本請願を採択すべきと思われる委員の挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

- 委員長職務代理者（中享子君）： 挙手なしですので、採決の結果、本請願を不採択といたします。なお、請願の回答については、各委員の意見をふまえ、事務局で原案を作成し、その扱いについては委員長職務代理者に一任いただきたいのですが、いかがでしょうか。

(“異議なし”の声あり)

- 委員長職務代理者（中享子君）： それでは、そう取り計らいます。
- 委員長職務代理者（中享子君）： それでは次に、日程第3、報告第59号「箕面市職員分限懲戒審査委員会に対する諮問の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局副部長に求めます。
- 子ども未来創造局副部長： 本件は、教育委員会事務局職員の非違行為に対する処分を適正に行うため、箕面市職員分限懲戒審査委員会規程第1条に規定する、箕面市職員分限懲戒審査委員会に対し、諮問を行う必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。
- 委員長職務代理者（中享子君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員長職務代理者（中享子君）： ないようですので、報告第59号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

- 委員長職務代理者（中享子君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 委員長職務代理者（中享子君）： 次に、冒頭で議決されましたとおり、順番を変更しまして日程第5、報告第60号「箕面市立図書館協議会委員任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局中央図書館長に求めます。
- 子ども未来創造局中央図書館長： 本件は、箕面市立図書館協議会委員の任期が平成27年4月30日をもって満了したことに伴い、新たな委員を任命する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。
- 委員長職務代理者（中享子君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員長職務代理者（中享子君）： ないようですので、報告第60号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

- 委員長職務代理者(中享子君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 委員長職務代理者(中享子君) : 次に、日程第6、報告第61号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局副部長に求めます。
- 子ども未来創造局副部長 : 本件は、7月1日付け等で行った人事異動等に伴い発令する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。
- 委員長職務代理者(中享子君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員長職務代理者(中享子君) : ないようですので、報告第61号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

- 委員長職務代理者(中享子君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 委員長職務代理者(中享子君) : 次に、日程第7、報告第62号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局副部長に求めます。
- 子ども未来創造局副部長 : 本件は、去る6月18日に開催されました平成27年第6回箕面市教育委員会定例会の会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定により、提案するものです。
- 委員長職務代理者(中享子君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員長職務代理者(中享子君) : ないようですので、報告第62号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

- 委員長職務代理者(中享子君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 委員長職務代理者(中享子君) : 次に、日程第8「教育長報告」を議題といたします。教育長に報告を求めます。
- 教育長(具田利男君) : 教育委員さんの関係ですが、6月6日に歯っぴい健康フェスタにご出席いただきました。それから11日に近畿市町村教育委員会連絡協議会が京都で行われまして、委員長にご出席いただきました。また、月の半ばから後半に向けて教科書採択に関する学習会を15日、22日、25日及び28日に実施しました。それから、17日には、いじめ防止箕面市生徒会学習会

にも参加いただいています。次に私の方の動きですが、第2回箕面市議会定例会がございまして、3日に文教常任委員会がありました。主に13件の質問等、質疑を受けております。一般質問が22、23日の2日間です。第1回定例会の時に質問がございました図書館行政のその後の動きについての質問や、今作業しております中学校学校用教科用図書選定についてのご質問など、7件の質問がございました。また6月11日には大阪府豊能地区教職員人事協議会の会議がありまして、今年管理職の選考等についての議論を行いました。

- 委員長職務代理者（中享子君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員長職務代理者（中享子君）：ないようですので、各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。
- 委員長職務代理者（中享子君）：ないようですので、他に、事務局からその他、教育行政に係る報告があれば、申出を受けますが、いかがですか。
- 委員長職務代理者（中享子君）：ないようですので、次に、日程第4、議案第63号「教育委員会事務局職員の非違行為に関する箕面市職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件」を議題といたします。冒頭で決定されましたとおり、非公開といたしますので、当該案件に係る事務局職員以外の事務局及び傍聴のかたは、退席してください。

（議案第63号に係る審議）

- 委員長職務代理者（中享子君）：本日の会議は、全て終了し、付議された案件、請願1件、議案1件、報告4件は、すべて議了いたしました。
- 委員長職務代理者（中享子君）：これをもちまして、平成27年第7回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後2時23分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

山元 行博

委員

丹澤 直己